



2023年2月14日

各位

会社名 株式会社シマノ
 代表者名 代表取締役社長 島野 泰三
 (コード番号:7309 東証プライム)
 問合せ先 執行役員総務管理部長兼
 経理部管掌 金井 琢磨
 (TEL. 072-223-3254)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月29日開催予定の当社第116期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 現行定款第13条第3項は法令に基づきみなし定款変更がなされたことにより、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めたもので、変更案は当条項を第16条第1項へ移設するものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第13条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 2 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。 <u>3 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>	第13条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 2 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。 < 第16条第1項へ移設 >
<u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削除 >

< 新 設 >	第 16 条 (電子提供措置等)
	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2023年3月29日

(2) 定款変更の効力発生日 2023年3月29日

(注) 上記の内容につきましては、2023年3月29日開催予定の当社第116期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上